

～市税に係る延滞金及び還付加算金の割合について～

(1) 延滞金の割合

特例基準割合に年7.3%を加算した割合とします。

※納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合。

(2) 還付加算金の割合

特例基準割合とします。

(3) 特例基準割合の定義

平成12年1月1日から平成25年12月31日まで	平成26年1月1日以降
前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合

※平成28年中の特例基準割合は1.8%になりました。

(4) 新旧比較表

	本則	特例措置	平成22年1月1日・ から 平成25年12月31日 までの割合	平成26年1月1日 から 平成26年12月31日 までの割合	平成27年1月1日 から 平成28年12月31日 までの割合
延滞金	14.6%	特例基準割合 +7.3%	14.6%	9.2%	9.1%
納期限後 1か月以内	7.3%	特例基準割合 +1.0%	4.3%	2.9%	2.8%
還付加算金	7.3%	特例基準割合	4.3%	1.9%	1.8%